

東保第245-3号

令和8（2026）年6月12日

認定こども園せんだん幼稚園 施設長 様

県東保健所長

栃木県感染症予防ラウンド事業の結果について

令和8（2026）年5月29日（金）に、貴施設をラウンドした結果は、以下のとおりでした。
引き続き施設内の感染対策の取組みをお願いいたします。

評価基準：できている項目（○）、概ねできている項目（△）、できていない項目（空欄）、評価対象外の項目（対象外）

No	項 目	評価	備考欄
1. 感染症対策の体制整備			
（1）感染対策マニュアルの整備			
1	感染対策マニュアルを作成している。＊	○	
2	感染対策マニュアルは、全職員に周知している。	○	
（2）関連情報の共有と活用			
1	定期的に地域の感染症発生動向について情報収集を行っている。	△	医療機関や保護者から情報を得ている
（4）職員研修の実施			
1	感染症に対する職員研修を定期的に行っている。＊	○	
（5）感染症発生時の対応			
1	保育所内での感染を疑った際、職員からの報告・連絡方法（保護者への連絡含む）や、園医へ相談ができる体制を整えている。（休日・夜間を含む）＊	○	
2	集団感染が疑われる場合には、速やかに管轄する保健所へ感染状況を報告する体制がある。	○	
3	保護者に対し、感染症の予防啓発（予防接種の重要性の啓発、手洗い指導、感染症流行情報の提供等）を行っている。	○	
2. 施設内の衛生管理			
（1）施設の清潔の保持			
1）施設の清掃・消毒			
1	毎日、清掃を実施している。	○	
2	トイレ、ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等は、定期的な消毒を行っている。＊	○	
3	流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行っている。（ノロウイルス等感染性胃腸炎：次亜塩素酸ナトリウム）	○	
2）おもちゃの管理			
1	おもちゃは定期的に消毒を実施している。	○	

3) 歯ブラシの管理			
1	歯ブラシの保管は、他の児のものと接触しないように管理している。	○	
4) 寝具の管理			
1	衛生的な寝具を使用している。*	○	
(2) 手指衛生			
1	必要時に液体石けんを使用し、流水による手洗いをしている。(固形石けんは使用していない)* <共通>	○	
2	手洗後は、個人持参のタオルかペーパータオルで拭いている。(共用タオルは使用していない)* <共通>	○	
3	手洗い水道栓は、自動水栓や肘押し式等、直接手で栓を触れないなどの感染防止策を講じている。(栓を消毒する、ペーパータオルを用いて栓をする等)* <職員>	○	職員が水道栓を消毒している
4	必要時に速乾性擦式手指消毒液(アルコールによる手指消毒)を使用し、手指の清潔を保っている。* <職員>	○	
5	個人持参のタオルをタオル掛けに掛ける際には、タオル同士が密着しないように間隔を空けて保管している。* <園児>	○	
(3) 換気			
1	機械換気(24時間換気システムや換気扇)等を活用して、換気を行っている。	対象外	換気システムなし 1年を通して窓を開けて換気
2	2方向以上の窓を常時数cm開けて、空気の流れをつくり、換気を行っている。(窓が1方向のみの場合、ドアやほかの窓を開けて、外部まで通じる空気の流れをつくっている。)	○	
(4) プールの衛生管理			
1	プール(簡易ミニプール含む)の遊離塩素濃度は、0.4~1.0mg/Lに保つよう、水質検査を実施している。	対象外	プールの実施なし
2	プールに入る前はシャワーで体(特におしり)を洗っている。	対象外	
3	排泄が自立していない乳幼児のプール利用は個別のタライ等を用いる等、他者と水を共有しないようにしている。	対象外	
3. 職員の健康管理、感染対策			
(1) 健康管理			
1	職員の定期健康診断を実施している。	○	
2	職員は日々の健康管理を行い、体調がすぐれないときは、相談や休養ができる体制がとれている。	○	
3	施設内に出入りするボランティア、実習生等の健康状態(体温、自覚症状)をチェックしている。	○	
4. 園児の健康管理、感染対策			
(1) 健康管理			
1	入園時及び必要時に予防接種歴、り患歴を確認している。(母子手帳等で確認)	○	

5. 保育場面に応じた感染対策		
(1) マスク・手袋・エプロンなどの個人防護具の使用		
1	適切な防護具（マスク、手袋、ガウン等）を選択、使用している。	○
(2) おむつ交換		
1	糞便処理の手順を職員間で徹底している。	○
2	おむつ交換の場所は決められている。*	○
3	おむつ交換場所の消毒を行っている。	○
4	おむつの排便処理の際には、使い捨て手袋を着用し、おむつ交換シートを使用している。	○
5	下痢便時には、周囲への汚染を避けるため、さらにマスク・使い捨てエプロンを着用し、おむつ交換をしている。	○
6	交換後のおむつは、ビニール袋※に密閉した後に蓋つき容器等に保管する等、すぐに処理をしている*。 ※便については必須とする。	○
(3) 感染性胃腸炎（ノロウイルス対応）嘔吐物処理		
1	嘔吐物・排泄物処理がすぐ行えるよう必要物品を準備している。*	○
2	嘔吐物等の処理や消毒の手順を職員全員が把握しており、実践できる。	○
3	次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒液の必要な濃度、希釈方法を理解し、必要とする濃度の消毒液を作ることができる。	○
(4) 調乳・冷凍母乳の取り扱い		
1	調乳、冷凍母乳を取扱う前には手洗いを実施している。*	○
2	調乳時には清潔なエプロンを着用している。	○
3	調乳に使用した物品、乳首、哺乳瓶等は使用后、決められた洗浄・消毒を行っている。	○
4	哺乳瓶、乳首等の調乳器具は衛生的に保管している。*	○

* 実地確認が必要な項目

助言欄

・感染対策の取り組みを進めていく上で、国や自治体等が公表する感染症発生動向等の情報も有用であり、これらの情報を関係者間で共有、活用することを御検討ください。（栃木県感染症情報センター、TIDCメール等）

・消毒用エタノールを他の容器に詰め替えて使用する場合には、内容物の誤飲や誤使用等を防止するため、詰替容器に内容物の名称を明記することが望ましいです。